

平成28年度

第二種特定鳥獣管理事業実績報告書(県分)

ニホンザル	p1~p4
イノシシ	p5~p7
ニホンジカ	p8~p10
ツキノワグマ	p11・p12

平成29年8月

宮城県環境生活部自然保護課

平成28年度ニホンザル管理事業実績(県分)

宮城県

H28計画	H28実績	評 価
<p>1. 被害防除対策</p> <p>(1) 被害防除に関する目標(県全体) ・農業被害額:725万円未満(H27:946万円未満) 平成26年度実績:814万円 ※管理計画に基づく目標:過去3か年の平均を下回る</p> <p>(2) 鳥獣被害防止総合支援交付金等による追い上げに対する補助及び設置講習会実施への補助 (交付金等活用協議会 H28 6協議会)</p> <p>(3) 市町村における被害防止体制への支援, 指導</p> <p>(4) 林床等の屋外で栽培される特用林産物の被害防除対策等について情報提供を行う。</p>	<p>(1) 実績(県全体) ・農業被害額:628万円(H27:336万円)</p> <p>(2) 南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会により, 6事業実施主体における追い上げ等の取組が補助された。</p> <p>(3) 交付金の活用や被害防止計画作成等への支援, 指導を行った。</p> <p>(4) 県内各地に配置されている林業普及指導員等が, 普及活動を通じて, 被害防止技術の情報提供を行った。</p>	<p>【農産園芸環境課】</p> <p>【農産園芸環境課】 ニホンザルの追い上げ等に関しては, 南奥羽鳥獣害防止広域対策協議会が補助しているため, 引き続き連携を図っていく。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き, 交付金の活用等について指導, 支援を行う。</p> <p>【林業振興課】 生産者のニーズに応じて, 被害防除技術情報を適切に提供</p>
<p>2. 個体群管理</p> <p>(1) 個体数調整 鳥獣被害防止総合支援交付金等による捕獲わなの購入及び有害捕獲等経費, 捕獲(狩猟, わな設置)に関する講習会の実施への補助 (交付金等活用協議会 H28 6協議会) ※捕獲目標(12市町の捕獲目標の積み上げ)315頭</p> <p>(2) 群れの再評価等 モニタリングの結果に基づき把握した既存の群れ及び新たに定着等した群れについて評価を行う。</p>	<p>2. 個体群管理</p> <p>(1) 個体数調整 鳥獣被害防止総合対策交付金により, 6事業実施主体における有害捕獲活動を補助した。</p> <p>(2) 群れの再評価等 群数は分裂により2群増え, 56群として取り扱うこととする。</p>	<p>【農産園芸環境課】 引き続き, 交付金を活用して有害捕獲活動を支援する。</p> <p>【自然保護課】 今後も継続し, 群の評価を行っていく。</p>

H28計画	H28実績	評 価
<p>(3) 群れの追い上げ及び個体識別した捕獲の実施並びに検証</p> <p>評価レベルがA～D程度で比較的評価の高い群れに対して、専門家等による助言・指導の下、群れの評価を悪化させる有害な個体を識別した捕獲を実施するとともに、必要最小限な捕獲による最大の効果を得るための実施時期、方法、捕獲数について検証を行う。</p> <p>実施する際は、実施予定市町担当者、猟友会等に参加を呼び掛け、技術の普及を図る。</p>	<p>(3) 群れの追い上げの実施並びに検証</p> <p>仙台・川崎ポピュレーションを中心にサル追い犬や連続火花などの威嚇による追い上げを実施。</p> <p>【実施状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施した群れ(7群) 「定義B群」、「二口A群」、「高倉山A群」、「高倉山B群」、「本砂金の群れ」、「三森山の群れ」、「太郎川の群れ」 ・実施期間(事前・事後調査含む) H28.12.7～12.12 	<p>【自然保護課】</p> <p>・サル追い犬を用いた追い上げは、サルに非常に大きな脅威を与えているが、短期間で集中的な実施では持続的な効果も期待しにくい。</p>
<p>3. 生息環境管理</p> <p>(1) 緩衝帯設置の推進</p> <p>水稻の被害削減のため水田周辺の除草作業や山林に接する耕作地での山林側の除草作業を推進する。</p> <p>(2) 人家や田畑などでサルによる被害が確認される地域においては、補助事業の活用等により、サルの隠れ家となり得る農地周辺森林の整備に向けた取組を支援する。</p> <p>(3) モニタリング調査</p> <p>イ 生息状況調査</p> <p>現地調査及び地元住民、市町等の関係者からの聞き取り等により、管理計画区域の群れの遊動域の変化、群れの個体数、群れの社会構造、人馴れの程度について、状況を把握する。</p> <p>群れ外オス(通称ハナレザル、オスグループ含む。)についても、県全体の出没状況を市町村等からの情報収集により把握する。</p> <p>ロ 被害状況調査</p> <p>行政資料及び現地調査により、発生地域・農作物被害・生活被害・被害時期等について整理し、「追い上げ」、「個体識別捕獲」及び各種被害防除対策の問題点や効果について検証する。</p>	<p>3. 生息環境管理</p> <p>(1) 緩衝帯設置の推進</p> <p>研修会により、取組を推進した。</p> <p>(2) サルの生息域において、国庫補助事業を活用した民有林の間伐等、森林整備を実施した。</p> <p>(3) モニタリング調査</p> <p>委託事業により、生息状況、被害状況、捕獲状況等調査を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポピュレーション数:7つ ・群れ数:56群 ・個体数:3,251頭 ・群れ外オス:約687頭(推計) 	<p>【農産園芸環境課】</p> <p>引き続き、地域における取組を推進する。</p> <p>【森林整備課】</p> <p>今後も適切な森林整備を通して、サルの生息環境に適した多様な自然植生を維持する必要がある。</p> <p>【自然保護課】</p> <p>今後もモニタリング調査は必要である。また、発信器の着いている個体を増やす必要がある。</p>

H28計画	H28実績	評 価
<p>ハ 捕獲状況調査</p> <p>行政資料及び現地調査により、捕獲個体を分析(群れか群れ外オスカの区別、捕獲地点、年齢、性別、成・幼獣等)し、捕獲状況を把握する。</p> <p>捕獲後の群れの状態について調査し、その効果を検証して農林作物被害防除に最も効果的な捕獲の在り方について解明する。</p> <p>ニ 生息環境調査</p> <p>県全体の土地利用の変化や自然災害(大雨、大雪等)による影響、樹木の結実の状況等を森林管理署等の協力を得て調査し、生息環境の変化が群れに与える影響を把握する。</p>		
<p>4. その他</p> <p>(1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 サル対象12市町)</p> <p>(2) 鳥獣被害アドバイザー職員を養成し、地域での対策検討・実施支援を行う。</p> <p>(3) 生態及び被害防止対策に関する資料を作成し、ホームページ等を通じて普及啓発を図る。</p> <p>(4) 圏域単位での広域連携会議及び被害獣種別の連携会議において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会の開催、広域連携での対策を実施し、被害を防止する。</p> <p>(5) 管理計画区域市町が実施計画書を作成する際に、農業協同組合、猟友会支部等と連携し、市町間の調整や、助言・指導を行う。</p>	<p>4. その他</p> <p>(1) ニホンザルを対象鳥獣とする9市町について、計画の策定や変更を支援した。</p> <p>(2) 普及指導員2名を国の研修に派遣した。</p> <p>(3) 県ホームページに被害状況等関係資料を掲載し、普及啓発を図った。</p> <p>(4) 地方振興事務所で連携会議及び研修会等を開催した。</p> <p>(5) 県の調査結果の情報提供及び計画書作成指導を行った。</p>	<p>【農産園芸環境課】 引き続き、計画の作成及び変更を支援する。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き、農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き、普及啓発を図る。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き、連携会議等により広域的な被害対策を推進する。</p> <p>【自然保護課】 市町村の他、農協等関係団体との連携も必要。</p>

H28計画	H28実績	評 価
<p>(6) 関係隣接県(山形及び福島県)と生息(遊動域)の状況, 農林作物被害状況, 捕獲状況, 各種保護管理対策について情報交換を行い, 保護管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。</p> <p>(7) 管理計画に基づく管理事業は, 幅広い関係者の理解と協力が必要なことから, 実施状況についてホームページ等を通じ公表するほか, 保護管理計画の趣旨やサルに利用されにくい農地・集落管理についても, リーフレット, 各種自然保護及び鳥獣被害対策関連行事を通じ普及啓発を図る。</p> <p>(8) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため, 次の会議を開催する。</p> <p>イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンザル部会 管理計画の内容及び実行状況についての分析・評価等</p> <p>ロ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 管理計画の作成, 実行方法等についての検討, 関係者の合意形成</p>	<p>(6) 保護管理の実施状況等の情報収集を行った。</p> <p>(7) 管理計画をホームページで公表した。</p> <p>(8) 部会, 検討評価委員会をそれぞれ2回開催し, 県及び該当市町の事業実施計画等について検証を行うとともに, 第二種特定鳥獣管理計画の策定を行った。</p>	<p>【自然保護課】 会議等による情報交換を行うなど今後も連携を図っていく必要がある。</p> <p>【自然保護課】 計画書の公表のほか, 群の生息業況など, 公表し幅広く周知していくことが必要。</p> <p>【自然保護課】 特定計画の実施状況を検討・評価するため, 今後も継続していく。</p>

平成28年度イノシシ管理事業実績(県分)

宮城県

H28計画	H28実績	評 価
<p>1. 被害防止対策</p> <p>(1) 個体数調整</p> <p>イ 捕獲目標(県全体) 6,955頭 ※イノシシ管理計画における年間捕獲努力目標:5,600頭以上</p> <p>・県事業(指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲) 10頭</p> <p>・市町村事業(個体数調整及び有害鳥獣捕獲) 5,745頭</p> <p>・狩猟による捕獲: 1,200頭</p> <p>ロ 狩猟期間の延長(2月15日までを3月31日までに)する。</p> <p>ハ 狩猟捕獲に対する支援 放射性物質の影響により狩猟捕獲頭数が減っていることから、狩猟捕獲に対する補助(1頭当たり5,000円)を行う。</p> <p>ニ 有害鳥獣捕獲及び個体数調整の資格緩和 地域ぐるみによる取組により、狩猟免許を有しない者の参加も含めて検討する。</p> <p>ホ 体制が整っていることを前提に、県北の重点区域市町村に個体数調整に係る捕獲許可の権限移譲を検討する。</p> <p>ヘ 有識者による被害防除(主に捕獲技術の向上)のための技術研修会を開催する。</p> <p>ト 鳥獣被害防止総合支援交付金等による捕獲わなの購入及び有害捕獲等経費、捕獲(狩猟、わな設置)に関する講習会の実施への補助(交付金等活用協議会 H28 20協議会)</p>	<p>1. 被害防止対策</p> <p>(1) 個体数調整</p> <p>イ 捕獲実績(県全体) 8,316頭</p> <p>・県事業(指定管理鳥獣捕獲等事業捕獲) 18頭</p> <p>・市町村事業(個体数調整及び有害鳥獣捕獲) 6,562頭</p> <p>【参考】</p> <p>・狩猟による捕獲 1,750頭 捕獲合計 8,330頭</p> <p>ロ 狩猟期間の延長(2月15日までを3月31日までに)した。</p> <p>ニ 狩猟捕獲に対する支援 箱わな、くくりわな及び銃猟により、1,052頭の捕獲実績があった。</p> <p>ホ 有害鳥獣捕獲及び個体数調整の資格緩和 実施を検討している市町村に対し、情報提供等の支援を行った。</p> <p>ホ 大和町に権限を移譲した。</p> <p>ヘ ・H28.8.26 大崎合同庁舎において座学 生態及び被害対策について研修会開催 ・H28.11.14 大和町において座学及び現地実習 成獣の捕獲方法及びわな猟について研修会開催</p> <p>ト 鳥獣被害防止総合対策交付金により、19事業実施主体における有害捕獲やわな購入、研修会開催等を補助した。</p>	<p>【自然保護課】 狩猟延長期間内に396頭捕獲(狩猟全体の22.6%)</p> <p>引き続き狩猟捕獲に対する補助を行っていく。</p> <p>引き続き支援を実施する。</p> <p>引き続き移譲を検討する。</p> <p>【自然保護課・農産園芸環境課】 継続して実施する。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き交付金の活用等について指導及び支援を行う。</p>

H28計画	H28実績	評 価
<p>(2)被害防除対策 農業被害額を1,800万円程度以下を目指す。</p> <p>イ 林床等の野外で栽培される特用林産物の被害防除対策等について情報提供を行う。</p> <p>ロ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援</p> <p>普及指導員が地域的な有害鳥獣対策を支援するための被害軽減に係る知識の習得,向上に向けた研修会の開催と情報提供や助言を行う。</p> <p>ハ 鳥獣被害防止総合支援交付金等による侵入防止柵(電気柵,金属柵等)の設置に対する補助及び設置講習会実施への補助</p> <p>ニ 集落ぐるみの対策モデル事業の実施など,市町村における被害防止体制整備への支援,指導</p>	<p>農業被害額:9,157万円(H27:7,428万円)</p> <p>イ 県内各地に配置されている林業普及指導員等が,普及活動を通じて,被害防止技術の情報提供を行った。</p> <p>ロ</p> <p>・各普及センターに鳥獣害担当職員を配置。 ・研修会の開催(11/15,13名参加) 電気柵の設置実習など鳥獣害対策についての知識の習得と意識の醸成を図った。 ・国段階の普及指導員研修の鳥獣被害防止対策支援研修を1名受講。職場研修等で情報の共有化等を図った。 ・集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業実施地区を中心に対策の推進等を行った。</p> <p>ハ 鳥獣被害防止総合対策交付金により,6事業実施主体における侵入防止柵設置を補助した。</p> <p>ニ 集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業により,県内4箇所では被害防止対策に関する勉強会を計9回開催した(新規地区:柴田町3回・色麻町・4回,フォローアップ:名取市1回,角田市1回)。</p>	<p>【農産園芸環境課】</p> <p>【林業振興課】 生産者のニーズに応じて,被害防除技術情報を適切に提供</p> <p>【農業振興課】</p> <p>・継続して各普及センターに,鳥獣被害対策担当を配置。 ・研修等を実施し,鳥獣被害対策についての知識の習得を行う。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き交付金の活用等について指導及び支援を行う。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き集落ぐるみの対策を普及していく。</p>
<p>(3)生息地の適正管理</p> <p>イ 緩衝帯設置の推進 水稻の被害軽減のため,水田周辺の除草作業や山林に接する耕作地での山林側の除草作業を推進する。</p> <p>ロ 人家や田畑などでイノシシによる被害が確認される地域においては,補助事業の活用等により,イノシシの隠れ家となり得る農地周辺森林の整備に向けた取組を支援する。</p>	<p>イ 緩衝帯設置の推進 研修会により,取組を推進した。</p> <p>ロ 国庫補助事業を活用した除伐等を実施し,イノシシの隠れ家となる未整備森林解消に向け支援した。</p>	<p>【農産園芸環境課】 引き続き,地域における取組を推進する。</p> <p>【森林整備課】 引き続き,未整備森林の解消に向け,事業活用を働きかける。</p>

H28計画	H28実績	評 価
<p>(4)その他</p> <p>イ 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 イノシシ対象 24市町村)</p> <p>ロ 鳥獣被害アドバイザー職員を養成し、地域での対策検討・実施支援を行う。</p> <p>ハ 生態及び被害防止対策に関する資料を作成し、ホームページ等を通じて普及啓発を図る。</p>	<p>イ イノシシを対象鳥獣とする12市町について、計画の策定や変更を支援した。</p> <p>ロ 普及指導員2名を国の研修に派遣した。</p> <p>ハ 県ホームページに被害状況等関係資料を掲載し、普及啓発を図った。</p>	<p>【農産園芸環境課】 引き続き、計画の作成及び変更を支援する。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き、農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き、普及啓発を図る。</p>
<p>2. その他</p> <p>(1)調査研究 捕獲状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟及び有害鳥獣捕獲に係る「捕獲調書」により生息分布を把握する。 ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した生息数等調査を実施する。 <p>(2)その他</p> <p>イ 放射性物質検査</p> <p>食用に供される野生鳥獣の肉について、放射性物質のモニタリング調査を行う。</p> <p>ロ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会</p> <p>県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>ハ 圏域単位での広域連携会議及び被害獣種別の連携会議において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会の開催、広域連携での対策を実施し、被害を防止する。</p>	<p>捕獲状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 狩猟及び有害鳥獣捕獲に係る「捕獲調書」により生息分布を把握した。 ・ 県北地域の生息状況調査を実施し、平成29年度の指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画の参考とした。 <p>イ 放射性物質検査</p> <p>県内各地から検体を集め、株式会社理研分析センターで測定した。 イノシシ肉についてはH24.6.25付けで全県を対象に国から出荷制限指示を受けている。</p> <p>ロ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会イノシシ部会</p> <p>部会、検討評価委員会をそれぞれ2回開催し、県及び該当市町の事業実施計画等について検証を行うとともに、第二種特定鳥獣管理計画の策定を行った。</p> <p>地方振興事務所で連携会議及び研修会等を開催した。</p>	<p>【自然保護課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 継続実施する。 ・ 引き続き指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定に必要となる生息状況や被害状況の調査を実施する。 <p>【自然保護課】</p> <p>今後も継続して検査を行い、情報提供していく。</p> <p>【自然保護課】</p> <p>特定計画の実施状況を検討・評価するため、今後も継続していく。</p> <p>【農産園芸環境課】</p> <p>引き続き、連携会議等により広域的な被害対策を推進する。</p>

平成28年度ニホンジカ管理事業実績(県分)

宮城県

H28計画	H28実績	評 価
<p>1. 被害防止対策</p> <p>(1) 個体数調整</p> <p>イ 捕獲目標(県全体):2,430頭 ※ニホンジカ管理計画における年間捕獲目標:1,920頭以上</p> <p>・県事業(指定管理鳥獣捕獲等事業):150頭</p> <p>・市町村等事業(有害鳥獣捕獲):1,580頭</p> <p>・狩猟による捕獲:700頭</p> <p>ロ 狩猟期間を延長(2月15日までを3月15日までに)する。</p> <p>ハ 狩猟頭数制限の緩和 残さ処理を適正に実施できる場合に限り、狩猟者1人当たりの1日の狩猟頭数をオスは1日1頭まで(わな猟は無制限)、メスは猟法にかかわらず無制限とする。</p> <p>(2) 被害防除対策</p> <p>イ 市町村における被害防止体制整備への支援、指導並びに捕獲技術実証事業、研修会の実施</p> <p>ロ 被害防除技術研修会の実施</p> <p>ハ 植栽木等への食害防除対策等について情報提供を行う。</p>	<p>1. 被害防止対策</p> <p>(1) 個体数調整</p> <p>イ ・捕獲実績:2,263頭</p> <p>・捕獲実績:150頭 (うち石巻市72頭・女川町8頭・気仙沼市50頭・南三陸町5頭・登米市15頭)</p> <p>・捕獲実績:1,514頭</p> <p>・捕獲実績:599頭</p> <p>ロ 狩猟期間を延長(2月15日までを3月15日までに)した。</p> <p>ハ 狩猟頭数制限の緩和 残さ処理を適正に実施できる場合に限り、狩猟者1人当たりの1日の狩猟頭数をオスは1日1頭まで(わな猟は無制限)、メスは猟法にかかわらず無制限とした。</p> <p>(2) 被害防除対策</p> <p>イ 交付金の活用や被害防止計画の作成等について支援、指導した。 鳥獣被害防止総合対策交付金により、気仙沼市及び登米市における有害捕獲活動、わなの購入及び電気柵の設置等を補助した。 石巻市でニホンジカのくくりわなによる捕獲技術実証に取り組んだほか、研修会を開催しくくりわなによる捕獲技術の普及を図った。</p> <p>ロ 被害防除技術研修会の実施 H28.8.26 大崎合同庁舎にて座学 生態及び被害防止対策について研修会開催 H28.11.8 石巻市河北総合センターにて座学及び現地実習 生態及びくくりわなによる捕獲について研修会開催</p> <p>ハ 県内各地に配置されている林業普及指導員等が、普及活動を通じて、被害防止技術の情報提供を行った。</p>	<p>【自然保護課】 延長期間内に200頭捕獲(狩猟全体の33.4%)</p> <p>捕獲実績599頭のうち、メス344頭捕獲(狩猟全体の57.4%)</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き、被害防止体制整備への支援、交付金による補助及び研修会等による対策の推進を図る。</p> <p>【自然保護課・農産園芸環境課】 継続して実施する。</p> <p>【林業振興課】 生産者のニーズに応じて、被害防除技術情報を適切に提供</p>

H28計画	H28実績	評 価
<p>ニ 有害鳥獣対策への地域的な取組支援</p> <p>普及指導員が各市町の被害防止対策協議会や農業者等との連携を図り地域の実情に応じた被害防止活動の支援を行う。</p> <p>(3) 生息地の適正管理</p> <p>イ 緩衝帯設置の推進 水稻の被害削減のため水田周辺の除草作業や山林に接する耕作地での山林側の除草作業を推進する。</p> <p>ロ シカによる森林被害が確認される地域においては、植栽木を食害から守る手段として、防鹿柵の設置や忌避剤の塗布に関する補助事業等の活用を進めるとともに、森林の裸地化を防止するため、食害防止対策を実施しない場合は極力皆伐を避けるよう森林所有者への周知を図る。</p> <p>ハ 道路区域のうち、路肩部分(原則1m幅)について、6月から8月中旬までの期間内に除草を実施する。 なお、除草は車両運転者の視距等に影響がある場合を除き、原則として年1回実施するものとする。</p> <p>(4) その他</p> <p>イ 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 シカ対象5市町)</p> <p>ロ 鳥獣被害アドバイザー職員を養成し、地域での対策検討・実施支援を行う。</p>	<p>ニ</p> <p>・各普及センターに鳥獣害担当職員を配置。 ・研修会の開催(11/15, 13名参加) 電気柵の設置実習など鳥獣害対策についての知識の習得と意識の醸成を図った。 ・国段階の普及指導員研修の鳥獣被害防止対策支援研修を1名受講。職場研修等で情報の共有化等を図った。 ・集落ぐるみの鳥獣被害対策モデル事業実施地区を中心に対策の推進等を行った。</p> <p>(3) 生息地の適正管理</p> <p>イ 緩衝帯設置の推進 研修会により、取組を推進した。</p> <p>ロ 国庫補助事業やみやぎ環境税活用事業で防鹿柵の設置を補助したほか、県有林での植栽事業や保育事業において、忌避剤を塗布し被害予防を行った。</p> <p>ハ 道路区域のうち、路肩部分(原則1m幅)について、6月から8月中旬までの期間内に除草を実施した。</p> <p>(4) その他</p> <p>イ ニホンジカを対象鳥獣とする色麻町の被害防止計画について、計画の変更を支援した。</p> <p>ロ 普及指導員2名を国の研修に派遣した。</p>	<p>【農業振興課】</p> <p>・継続して各普及センターに、鳥獣被害対策担当を配置。 ・研修等を実施し、鳥獣被害対策についての知識の習得を行う。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き、地域における取組を推進する。</p> <p>【森林整備課】 防鹿柵の設置や忌避剤の塗布は苗木の食害を防止する効果があるため、今後も継続して実施していく。</p> <p>【道路課】 継続して実施する。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き、計画の作成及び変更を支援する。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き、農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p>

H28計画	H28実績	評 価
<p>ハ 生態及び被害防止対策に関する資料を作成し、ホームページ等を通じて普及啓発を図る。</p> <p>ニ 車両等との事故により衝突死した個体については、各市町村に回収を依頼する。</p>	<p>ハ 県ホームページに被害状況等関係資料を掲載し、普及啓発を図った。</p> <p>ニ 車両等との事故により衝突死した個体処理依頼は無かった。</p>	<p>【農産園芸環境課】引き続き、普及啓発を図る。</p> <p>【道路課】継続して実施する。</p>
<p>2. その他</p> <p>(1) 調査研究</p> <p>イ 生息状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理鳥獣捕獲等事業を活用した生息数等調査を実施する。 <p>ロ 捕獲状況調査</p> <p>狩猟及び有害鳥獣捕獲に係る「捕獲調書」により生息分布及び生息密度を把握する。</p> <p>ハ 糞塊法による生息密度と森林被害発生状況を調査する。</p> <p>ニ 好適生息環境となっている植栽放棄地の適正な管理方法について調査する。</p> <p>(2) その他</p> <p>イ 放射性物質検査</p> <p>シカ肉について、放射性物質のモニタリング調査を行い、情報提供していく。</p> <p>ロ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会</p> <p>県及び該当市町の事業実施計画等について専門家による検証を行うとともに、部会に各市町の担当者をオブザーバーとして招き、各市町の抱える問題等への助言機会の確保を図る。</p> <p>ハ 圏域単位での広域連携会議及び被害獣種別の連携会議において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会の開催、広域連携での対策を実施し、被害を防止する。</p>	<p>2. その他</p> <p>(1) 調査研究</p> <p>イ 生息状況調査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 区画法調査、糞塊法調査、階層ベイズ法による生息数推定を行った。 推定生息頭数8,350(4,031～23,990)頭(平成27年度末) <p>ロ 捕獲状況調査</p> <p>狩猟及び有害鳥獣捕獲に係る「捕獲調書」により生息分布を把握した。</p> <p>ハ 糞塊密度により、地域毎の生息状況の増減を把握した。</p> <p>ニ 植栽放棄地の現況調査を実施した。</p> <p>(2) その他</p> <p>イ 放射性物質検査</p> <p>県内各地から検体を集め、株式会社理研分析センターで測定した。</p> <p>ロ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ニホンジカ部会</p> <p>部会、検討評価委員会をそれぞれ2回開催し、県及び該当市町の事業実施計画等について検証を行うとともに、第二種特定鳥獣管理計画の策定を行った。</p> <p>ハ 地方振興事務所で連携会議及び研修会等を開催した。</p>	<p>【自然保護課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引続き指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画策定に必要な生息状況や被害状況の調査を実施する。 <p>継続実施する。</p> <p>【林業技術総合センター】引き続き調査を実施し、モニタリングを行う。</p> <p>【林業技術総合センター】引き続き、調査を実施し、森林の更新を推進する。</p> <p>【自然保護課】</p> <p>今後も継続し、情報提供していく。</p> <p>【自然保護課】</p> <p>特定計画の実施状況を検討・評価するため、今後も継続していく。</p> <p>【農産園芸環境課】引き続き、連携会議等により広域的な被害対策を推進する。</p>

平成28年度ツキノワグマ管理事業実績(県分)

宮城県

H28計画	H28実績	評 価
<p>1. 被害防除対策</p> <p>(1) 市町村における被害防止体制整備への支援、指導及び研修会の実施</p> <p>(2) 植栽木であるスギの皮剥ぎ被害対策等の情報提供を行う。</p> <p>(3) 出没位置の情報収集及びホームページでの情報提供</p> <p>(4) 農林業者に対し防護柵等設置の指導を行う。</p>	<p>(1) 交付金活用や被害防止計画等への支援、指導を実施した。鳥獣被害防止総合対策交付金により、7事業実施主体における有害捕獲活動及び電気柵の設置等を支援した。</p> <p>(2) 県内各地に配置されている林業普及指導員等が、普及活動を通じて、被害防止技術の情報提供を行った。</p> <p>(3) 出没位置の情報収集及びホームページで情報提供した。</p> <p>(4) 農業被害などの有害捕獲の前に、まず防護策を講じるよう指導した。</p>	<p>【農産園芸環境課】 引き続き、被害防止体制整備への支援、交付金による補助等による対策の推進を図る。</p> <p>【林業振興課】 生産者のニーズに応じて、被害防除技術情報を適切に提供</p> <p>【自然保護課】 一般からの問い合わせも多く、引き続き情報提供していく。</p> <p>【自然保護課】 捕獲はやむを得ない場合の手段であり、継続実施していく。</p>
<p>2. 個体数管理</p> <p>(1) 有害捕獲頭数の把握及び関係機関への情報提供</p> <p>有害鳥獣捕獲頭数により狩猟の自粛要請を検討する。</p> <p>(2) 平成25年度より実施している行動圏調査を継続する。</p>	<p>(1) 有害捕獲頭数の把握及び関係機関への情報提供を実施した。</p> <p>有害鳥獣捕獲頭数が捕獲上限数に達したため、ツキノワグマ部会で検討した結果、自粛要請不要とした。</p> <p>(2) 行動圏を調査する個体が捕獲できなかったため、これまでの調査の取りまとめ及び県外の事例収集を実施した。</p>	<p>【自然保護課】 今後も継続する。</p> <p>【自然保護課】 県内の生息実態を把握する調査を実施する。</p>
<p>3. 生息環境管理</p> <p>(1) 緩衝帯設置の推進</p> <p>水稻の被害削減のため水田周辺の除草作業や山林に接する耕作地での山林側の除草作業を推進する。</p> <p>(2) ツキノワグマ本来の生息区域である奥山の針葉樹人工林について、補助事業による間伐等の推進により針広混交林化を促すなど、多様性に富む森林環境を醸成する取組を支援する。</p>	<p>(1) 緩衝帯設置の推進</p> <p>研修会により、取組を推進した。</p> <p>(2) 国庫補助事業を活用した間伐等を実施し、針葉樹林への広葉樹の導入や里山林の適正な管理を促進した。</p>	<p>【農産園芸環境課】 引き続き、地域における取組を推進する。</p> <p>【森林整備課】 今後も、クマの生息環境整備にも資する適正な森林整備を進めるため、関係事業の活用について森林所有者へ働きかける。</p>

H28計画	H28実績	評 価
<p>(3) 樹木の結実状況等を林業技術総合センターや森林管理署等の協力を得て調査し、生息環境の変化がツキノワグマに与える影響を把握する。</p>	<p>(3) 東北森林管理局による宮城県の本ナノ結実予測は皆無であった(豊作・並作・凶作・皆無の4段階)。 県独自の本ナの豊凶調査を実施し、結実結果は凶作であった(豊作・並作・凶作の3段階)。</p>	<p>【自然保護課】 引き続き調査を行っていく。</p>
<p>4. その他</p> <p>(1) 事業を円滑に実施するため「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村鳥獣被害防止計画の策定を支援する。 (計画作成済み市町村 クマ対象 16市町村)</p> <p>(2) 鳥獣被害アドバイザー職員を養成し、地域での対策検討・実施支援を行う。</p> <p>(3) 生態及び被害防止対策に関する資料を作成し、ホームページ等を通じて普及啓発を図る。</p> <p>(4) 圏域単位での広域連携会議及び被害獣種別の連携会議において、被害状況や防除策等の情報交換、研修会の開催、広域連携での対策を実施し、被害を防止する。</p> <p>(5) 管理事業及び管理計画の見直しの検討等を行うため、次の会議を開催する。</p> <p>イ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会ツキノワグマ部会 保護管理計画の内容及び実行状況についての分析・評価等</p> <p>ロ 宮城県特定鳥獣保護管理計画検討・評価委員会 管理計画の作成、実行方法等についての検討、関係者の合意形成</p> <p>ハ クマ剥ぎ防止対策の実証試験を行う。被害発生林分において被害拡大傾向を調査する。</p>	<p>(1) イノシシを対象鳥獣とする7市町について、計画の変更を支援した。</p> <p>(2) 普及指導員2名を国の研修に派遣した。</p> <p>(3) 県ホームページに被害状況等関係資料を掲載し、普及啓発を図った。</p> <p>(4) 各地方振興事務所で連携会議及び研修会等を開催した。</p> <p>(5) 部会、検討評価委員会をそれぞれ2回開催し、県及び該当市町の事業実施計画等について検証を行うとともに、第二種特定鳥獣管理計画の策定を行った。</p> <p>継続して被害防止資材の破損状況と被害発生状況を把握した。また、調査結果と取りまとめたパンフレットを作成した。</p>	<p>【農産園芸環境課】 引き続き、計画の作成及び変更を支援する。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き、農作物被害対策の指導を担う職員を育成し地域での対策を推進する。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き、普及啓発を図る。</p> <p>【農産園芸環境課】 引き続き、連携会議等により広域的な被害対策を推進する。</p> <p>【自然保護課】 特定計画の実施状況を検討・評価するため、今後も継続していく。</p> <p>【林業技術総合センター】 調査を継続し、被害防止対策の普及に努める。</p>